

2009年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

【問題】 以下の〔事例〕を読み、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

Xは、「平成17年11月9日午後7時20分ころ、普通乗用自動車を運転し、信号機により交通整理の行われているS市T町……のU交差点を青色信号に従い右折進行するに当たり、交差点右折先出入口に設けられていた横断歩道上の横断者の有無・安全を確認して進行すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、対向車両の確認に気を奪われて同横断歩道上の横断者の有無・安全を確認しないで時速約20キロメートルで進行した過失により、同横断歩道上を右から左に向かい自転車を引いて横断中の被害者Vを右前方約8.2メートルに発見し、急制動の措置を講じたが及ばず、自車前部をVに衝突させて路上に転倒させ、よって同人に加療約10か月間を要する骨盤骨折等の傷害を負わせた」との業務上過失傷害の罪により、S地方裁判所に公訴を提起された。

上記事件の捜査の過程では、犯行現場の状況を明らかにするため、司法警察員Kが、同現場において、事件直後の午後8時から40分間にわたり、Xと目撃者であるWを立ち合わせて実況見分を行っており、検察官Pは、Xに対する公判において、上記実況見分の経過と結果をKが記載した書面（以下、「実況見分調書」という）の取調べを請求した。

この実況見分調書には、㉞道路の幅員、信号機の位置等U交差点の状況に関する記述のほか、㉟「私が被害者を発見した場所はA地点でした。そのとき、被害者が自転車を引いて歩いていた場所はB地点でした。」というXの供述、㊱「A地点とB地点の間の距離を測定したところ、8.2メートルであった。」という記述、㊲「Xの運転する自動車は被害者に衝突した場所はC地点でした。」というWの供述、などが記載され、上記A、B、Cの各地点などを示した現場見取図が添付されているが、X及びWの署名押印はない。

Xの弁護人Bは、この実況見分調書を証拠とすることに同意しなかったが、作成者であるKが、公判において証人として尋問され、同調書が真正に作成され、かつその記載内容も真実に相違するところがない旨証言したことから、裁判所は、これを証拠として採用し、取調べを行った。

〔設問〕

裁判所は、本件実況見分調書を、㉟A地点とB地点との距離が8.2メートルであったという事実、及び㊲Xの運転する自動車はC地点で被害者Vに衝突したという事実、を認定するための証拠として用いることは許されるか、論じなさい。